

2021年度～2026年度



第6次
市原市
地域福祉
活動計画



令和3（2021）年9月
社会福祉法人市原市社会福祉協議会

はじめに

市民の皆様には、日頃より市原市社会福祉協議会の運営及び事業に関しまして、多大なご理解とご支援・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

今日の我が国は少子高齢化の進展や人口減少社会の到来などを背景に、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。

また、人びとの価値観や考え方、ライフスタイルが多様化する中で、地域社会の成り立ちも大きく変わってきており、個人や世帯、地域がお互いに助け合う機会や、地域住民同士のつきあいが今後ますます少なくなっていくことが懸念されています。

国においても、これらの課題に対応した施策が打ち出されており、今まさに、こうした社会の流れに適した新たな地域のつながりづくりが求められています。

こうした背景を踏まえ、新たな時代に対応できるよう、「第5次市原市地域福祉活動計画」の成果と課題をもとに、基本理念や基本目標をはじめとした内容を新たに見直し、「第6次市原市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、これまで以上に、地域の主体的な活動や分野を超えた連携・協働が進み、さまざまな人たちが地域で役割を持って活躍できる地域づくりに取り組んでまいります。

本計画の実施にあたっては、地域住民、関係機関・団体、社会福祉法人、企業・商店、NPO・ボランティアなどの皆様と一体となり、これまでの取り組みをさらに充実・発展させるとともに、地域づくりに向けた新たな取り組みにも積極的に着手していく必要があります。

市民の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉関係者をはじめ、ご協力いただきましたすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3（2021）年9月

社会福祉法人市原市社会福祉協会議会
会長 船山 慶子



目 次

第1章 計画の改訂にあたって

1 計画改訂の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 地域福祉の圏域	5
4 計画の期間	7
5 SDGsとの関連	8

第2章 地域福祉活動の現状と課題

1 これまでの活動計画の進捗状況	11
2 第5次活動計画の評価	12
3 地域福祉を取り巻く環境	24

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	27
2 基本目標と施策の方向性	28
3 重点的な取組	29
4 計画の体系	30

第4章 施策の展開

基本目標1 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】	35
基本目標2 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】	42
基本目標3 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】	50

第5章 計画の推進と評価

1 進行管理の考え方	59
2 進行管理と評価	59
3 計画に関する意見集約	59
4 計画の指標	61

資料

計画の策定経過	65
---------	----

第1章

計画の改訂にあたって

1 計画改訂の趣旨

市原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、社会福祉法第109条（注1）に規定される「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることを踏まえ、最初の「市原市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定して以来、おおむね5年ごとに、4回にわたる改訂を重ねながら、地域住民をはじめ、地域の関係機関・団体、福祉事業者、市原市（行政）などとの連携・協働のもと、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかしながら、今日の地域社会は、少子高齢化や核家族化の進展、高齢者世帯の増加、価値観の多様化などを背景に、人と人とのつながりや、地域に対する関心の希薄化が進んでいます。また、近年は、社会的な孤立の問題や、高齢の親と無職の子どもの同居世帯（いわゆる「8050世帯」）、介護と育児の時期を同時に迎える世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、個人や世帯が抱える課題が多様化・複雑化しています。

こうした中、国においては、平成28（2016）年6月に「地域共生社会」の実現を提起しました。これは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指そうというものです。

地域共生社会の実現を目指すためには、公的なサービスによる支援だけでなく、地域住民をはじめとした地域の多様な主体の参画による支え合い・助け合いの仕組みも必要とされており、地域福祉活動に対する期待は大きなものになっています。

このような状況を踏まえ、現行の「第5次活動計画」を全面的に見直し、市原市（行政）が第4期市原市地域福祉計画として策定した「市原市地域共生社会推進プラン」と整合を図りながら、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進するための民間の活動・行動計画として「第6次活動計画」を策定します。

（注1）社会福祉法第109条（抜粋）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、（中略）その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

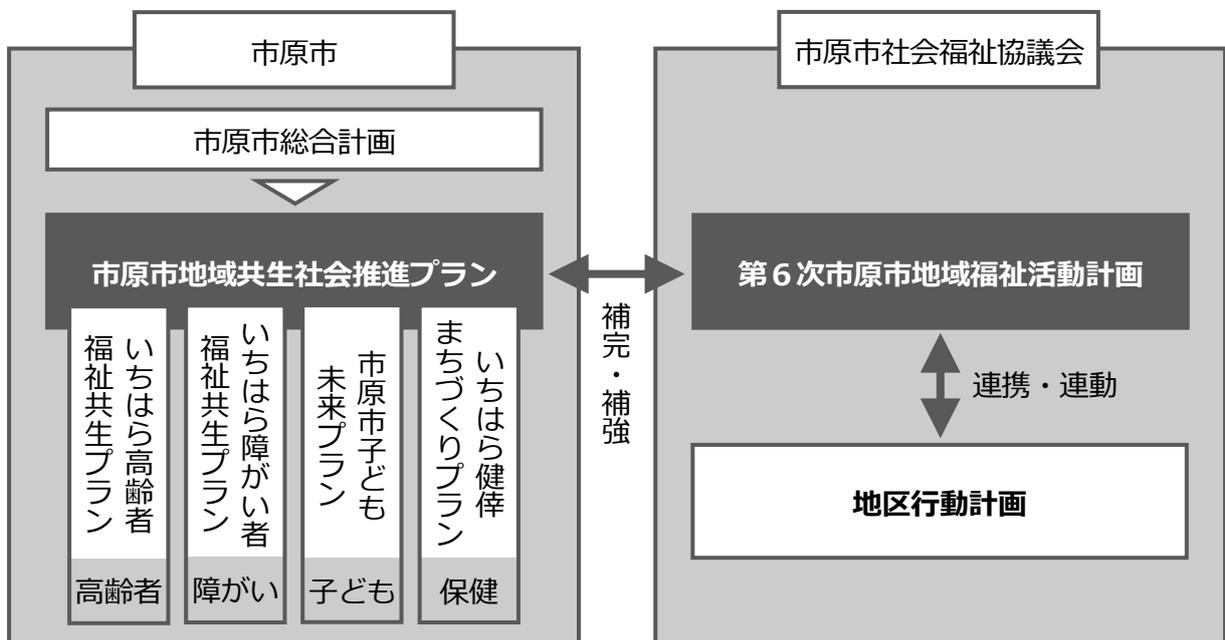
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 計画の位置づけ

市原市（行政）が策定する「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するための基本的な方向性や行政施策についての計画であり、市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民をはじめとする多様な主体の参画と協働を具体的に進めていくための計画です。

この二つの計画は、いわば車の両輪の関係にあり、互いに補完・補強し合うことにより、地域福祉のさらなる推進を目指していきます。

また、市社協では、第5次活動計画に基づき、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が中心となり、地域の特性や課題に応じた地域福祉活動を推進するための「地区行動計画」を策定しており、今後も市社協が定めた「地域福祉活動計画」と連携・連動した取り組みを展開していきます。



3 地域福祉の圏域

市原市地域共生社会推進プランでは、市原市地域福祉パートナーシッププラン（第3期市原市地域福祉計画）までに構築した「小域福祉圏」「中域福祉圏」「基本福祉圏」の3層構造の圏域の考え方が継承されています。

第6次活動計画においても、この考え方を共有し、それぞれの圏域における活動主体と連携・協働しながら、地域福祉の推進に取り組めます。

小域福祉圏（46圏域）

範 囲	小学校区（旧小学校区も含む）
活動主体	小域福祉ネットワークなど
連携・協働の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・小域福祉ネットワークは、地域の組織・団体、個人で構成された地域福祉活動の実践団体であり、おおむね小学校区ごとに設置されています。 ・その活動は、高齢者や障がい者、子育て家庭を対象としたサロン活動、子どもの登下校時の見守り活動、環境美化活動、防犯パトロール活動、防災・減災活動など、多岐にわたります。 ・市社協では、平成18（2006）年に策定された第1期市原市地域福祉計画及び第3次活動計画を皮切りに、地域福祉関係者や市原市（行政）との連携のもと、小域福祉ネットワークの設置促進に取り組んだ結果、平成30（2018）年度をもって全46小学校区に設置が完了しました。 ・また、設置後には、それぞれの小域福祉ネットワークで行われる会議などに市社協の地区担当職員が参加し、地域福祉活動に関する各種相談対応や情報提供を行うなどの支援に取り組んできました。 ・今後も、それぞれの地域が抱える課題の解決に向けた、自主的・自発的な地域福祉活動の充実が図られるよう、地区担当職員が積極的に地域に出向き、地域福祉の推進力を高めるための継続的な支援に努めます。

中域福祉圏（11圏域）

範 囲	支所区域（五井支所の区域は、五井地区と国分寺台地区に分けて圏域を設定）
活動主体	地区社協、福祉各分野の相談支援機関など
連携・協働の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協は、市社協が定めた「地区社会福祉協議会設置規程」に基づき、地域福祉活動をより効果的に推進するために地域の組織・団体、個人で構成された市社協の内部組織であり、おおむね支所区域に設置されています。 ・地区社協はこれまでも、市社協が示した地域福祉推進の基本的方向に基づき、それぞれの地域特性に見合った地域福祉活動を実践するとともに、小域福祉圏の支援に取り組んできました。 ・今後も、小域福祉圏で対応が難しい課題については、関係機関や専門機関などとの連携のもと、多様な地域生活課題を包括的に受け止め、その解決を図るための仕組みづくりを進めます。 ・また、地域の福祉力の向上を図るために、市社協の地区担当職員が調整役を担い、社会福祉法人、企業・商店、NPO・ボランティアなど、分野を超えた資源の把握と密接な協働関係の構築を進めます。

基本福祉圏（1圏域）

範 囲	市原市全域
活動主体	市原市（行政）、市社協など
連携・協働 の基本的な 考え方	<ul style="list-style-type: none">・今後も、市原市（行政）と市社協とが連携し、小域福祉圏及び中域福祉圏の支援に努めるとともに、中域福祉圏でも解決困難な課題については、多機関との協働により、基本福祉圏で対応します。・加えて、広く市民を対象とした人材の育成や、切れ目のない権利擁護体制の構築、災害時における対応力の向上など、地域共生のまちづくりに資する取り組みを進めます。

4 計画の期間

第6次活動計画の期間は、市原市地域共生社会推進プランと同様に、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。



(※) 改訂ではなく部分的な見直しを予定

5 SDGsとの関連

SDGsは、Sustainable Development Goals（サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ）の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの「持続可能な開発目標」であり、より良い世界を目指す国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「地球上の誰ひとりとして取り残さない」を基本理念に掲げており、その考えは、「地域共生社会」の実現に向けた第6次活動計画の目指すべき姿と一致するものです。

第6次活動計画は、SDGsの17の目標のうち、以下の7つの目標の考えを取り入れて策定します。

なお、市原市は、令和3（2021）年5月、千葉県内の自治体として初めて内閣府から「SDGs未来都市」に選定されるとともに、SDGs未来都市の中で特に先導的な取り組みである「自治体SDGsモデル事業」にもダブルで選定されています。



第2章

地域福祉活動の現状と課題

1 これまでの活動計画の進捗状況

これまで、市社協では、平成8（1996）年度からおおむね5カ年を計画期間とする活動計画を順次策定し、地域福祉の推進を図るための施策・事業を実施してまいりました。

（1）第1次活動計画（平成8（1996）年度～平成12（2000）年度）

第1次活動計画では、「みんなの力で、思いやりとやさしさに満ちた福祉のまちをつくろう」を目標に掲げ、事業ごとに現状と課題・問題点を整理し、展開方策を具体的に示し実施することにより、地域福祉の推進に一定の成果を上げることができました。

（2）第2次活動計画（平成13（2001）年度～平成17（2005）年度）

第2次活動計画は、第1次活動計画で掲げた目標を継承しつつ、平成12（2000）年4月に施行された「介護保険法」や同年6月に施行された「社会福祉法」を踏まえ、事業ごとに基本的な考え方を整理し、改善を加えた展開方策を示すなど、計画の着実な推進に努めました。

（3）第3次活動計画（平成18（2006）年度～平成22（2010）年度）

第3次活動計画は、平成18（2006）年3月に策定された最初の「市原市地域福祉計画」において求められた市社協の役割を踏まえ、地域住民の自主的・自発的な福祉活動を中心とした「民間の活動・行動計画」として策定しました。

基本理念である「みんなの福祉力^{ちから}で、思いやりとやさしさに満ちた福祉のまちをつくろう」のもと、次の「4つの目指す地域福祉の方向（目標）」を掲げ、計画の推進と普及に努めました。

- 1 支え合い・助け合いのあるまち
- 2 身近にふれ合える場のあるまち
- 3 健康で生きがいのあるまち
- 4 安全・安心で快適に暮らせるまち

（4）第4次活動計画（平成23（2011）年度～平成28（2016）年度）

第4次活動計画は、基本理念である「みんなの力で地域の絆を育み、ふれ合いと支え合いのあるまちをつくろう」や、第3次活動計画から継承した4つの目指す地域福祉の方向（目標）のもと、次の「5つの重点的な取組」を定め、その実現に向けた施策・事業に重きを置いた取り組みを進めました。

- 1 地域福祉推進のためのネットワークづくり
- 2 地域福祉推進のための担い手づくり
- 3 地域福祉推進のための相談体制づくり
- 4 関係者間での情報共有の場づくり
- 5 市社協・市社協支部の基盤づくり

（5）第5次活動計画（平成29（2017）年度～令和2（2020）年度）

第5次活動計画は、これまで進めてきた効果的な取り組みを継続しつつ、基本理念である「一人ひとりを尊重し、共に支え合い、みんなで創る私たちのまち」のもと、「4つの基本目標」を掲げ、基本目標に沿った「12の施策・事業」を定め、地域福祉のさらなる推進に取り組みました。

2 第5次計画の評価

ここでは、第6次活動計画の策定にあたり、第5次活動計画における取り組みの成果と見えてきた今後の課題について、整理しました。

基本目標1 みんなで支え合う助け合える地域づくり

【指標の達成状況】

指標	基準値	目標値	実績値
小域福祉ネットワーク設置数	43 小学校区	46 小学校区	46 小学校区
ふれあいサロン事業実施数	68 会場	85 会場	66 会場
安心生活見守り支援事業実施数	28 小学校区	42 小学校区	38 小学校区
災害支援ボランティア事業実施数	4 地区	9 地区	6 地区

(1) 小域福祉ネットワーク・地区社協の活性化支援

【第5次計画の成果】

- 小域福祉ネットワークの活性化支援に取り組んだ結果、新たに3小学校区において設置がなされ、これですべての小域福祉圏（46圏域）に小域福祉ネットワークが設置されました。
- 小域福祉ネットワークや地区社協で行われる会議などに市社協の地区担当職員が参加し、地域福祉活動に関する各種相談対応や情報提供を行うなど、継続的な支援に努めたことで、住民参加・住民主体による支え合い・助け合い活動の充実が図られました。



小域福祉ネットワーク会議の様子



地区社協会議の様子

【第6次活動計画に向けた課題】

- 地域福祉活動実践者の高齢化や固定化、後継者不足などにより、活動の維持継続が懸念されることから、広く市民を対象として、活動を知ってもらうための周知啓発や新たな担い手づくりに向けた取り組みを、より一層充実させることが必要です。
 - ☞ 重点的な取組1, 12, 13に反映
- 住民参加・住民主体による支え合い・助け合い活動が安定的に続けられるよう、今後も地区担当職員を通じた支援を継続していく必要があります。
 - ☞ 重点的な取組5, 6に反映

(2) 地域づくりを支援する事業の充実

【第5次活動計画の成果】

- 一人暮らし高齢者や障がい者、子育て家庭などのふれあいや仲間づくりの場である「ふれあいサロン事業」が66会場で定期的開催され、地域住民同士の交流や顔の見える関係づくりが促進されました。
- 小域福祉ネットワークが、一人暮らし高齢者などへの見守り支援を行う「安心生活見守り支援事業」の活性化支援に取り組んだ結果、新たに16小学校区において事業が開始され、現在では38小学校区において定期的な見守り・声かけ活動が展開されています。



ふれあいサロン事業の様子①



ふれあいサロン事業の様子②



ふれあいサロン事業の様子③



安心生活見守り支援事業の様子

【第6次活動計画に向けた課題】

- ふれあいサロン事業のうち、「高齢者サロン」は各地区で広がりを見せていますが、「障がい者サロン」や「子育てサロン」は伸び悩みの状況にあります。また、多くの会場では、会場設営や参加者のお世話などを担う世話役の負担が大きいことも課題となっていることから、サロン活動のあり方や運営方法などについて見直しを図ることが必要です。

👉 重点的な取組3に反映

- 安心生活見守り支援事業に基づく定期的な見守り・声かけ活動が安定的に続けられるよう、今後も活動の担い手である「安心訪問員」(注2)への支援を継続していく必要があります。

(注2) 安心訪問員

安心訪問員基礎研修を受講した無報酬のボランティアで、対象者宅を定期的に訪問し、安否確認や話し相手などを行う。活動時には、市原市(行政)が発行した安心訪問員登録証を携帯する。

(3) 災害ボランティア活動の環境整備

【第5次活動計画の成果】

- 災害支援活動に取り組む関係機関・団体が構成する「市原市災害ボランティア活動連絡調整会議」を定期的で開催することで、顔の見える関係づくりや相互理解が促進されました。
- 地区社協を中心とした「災害支援ボランティア事業」がおおむね半数の地区で展開されたことで、地域住民の防災・減災意識の高揚が図られました。
- 令和元（2019）年に相次いで発生した風水害では、市原市にも甚大な被害を及ぼしました。市社協では初となる「災害ボランティアセンター」（注3）及び「サテライト災害ボランティアセンター」（注4）を設置・運営し、市内外から駆けつけたボランティアなどとともに、被災された方々に対する支援活動に取り組みました。



災害支援活動の様子①



災害支援活動の様子②



災害支援活動の様子③



災害支援活動の様子④

【第6次活動計画に向けた課題】

- 実際に災害ボランティアセンターを設置・運営したことで、毎年度実施している「災害ボランティアセンター設置運営訓練」では見えていなかった様々な問題が顕在化しました。いつ起こるか分からない災害に備え、平常時から災害ボランティアセンターの環境整備やマンパワー（人的資源）の確保に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

☞ 重点的な取組15, 16に反映

（注3）災害ボランティアセンター

災害発生時のボランティア活動を円滑に進めるために被災地に設置される拠点のこと。被災者を支援しようとするボランティアとボランティアの手助けを必要とする被災者のコーディネートなどを行う。

（注4）サテライト災害ボランティアセンター（市社協独自の呼称）

市内でも被害が甚大な地域やボランティアの派遣依頼が多い地域に設置する現地本部のこと。災害ボランティアセンターの指揮下のもと、ボランティアの受入れや派遣調整などを行う。

基本目標2 みんなの生活を支えるための体制づくり

【指標の達成状況】

指標	基準値	目標値	実績値
総合相談支援事業受付件数	689件	857件	878件
相談支援事業実施数	9地区	10地区	9地区
日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス）実施数	3地区	9地区	5地区

（1）総合的な相談支援体制の充実

【第5次活動計画の成果】

- 市社協に寄せられた相談は、大半が生計（貸付）に関するものであったことから、「民生委員・児童委員」（注5）や「いちほら生活相談サポートセンター」（注6）などの専門機関と連携しながら、生活再建に向けた支援に取り組みました。
- 地区社協を中心とした「相談支援事業」がほぼすべての地区で展開されたことで、相談件数は決して多くはないものの、地域の中でいつでも相談できる場があるという安心感の提供につながりました。



相談支援事業の様子



相談支援事業チラシ

【第6次活動計画に向けた課題】

- 市社協の相談支援体制は、生計（貸付）以外の地域生活課題の把握や掘り出しには直接的につながりにくいのが現状です。また、市社協、地区社協ともに、地域住民が自発的に相談に来るのを待つ状況にあり、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）が十分でないことから、より地域と密着した相談支援体制へと見直しを図ることが必要です。

☞ 重点的な取組7に反映

（注5）民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員（特別職）で、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねる。給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして地域住民からの相談に応じ、必要な援助を行っている。

（注6）いちほら生活相談サポートセンター

市原市（福祉事務所設置自治体）からの委託により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して、自立相談支援事業の実施などを行っている。

(2) 地域生活を支援する事業の充実

【第5次活動計画の成果】

- 地区社協を中心とした「日常生活支援事業」が5地区で展開され、5地区すべてで「住民参加型在宅福祉サービス」(注7)を実施したほか、うち3地区で一人暮らし高齢者などへの買い物支援を行う「ふれあい買い物ツアー」が社会福祉法人との連携のもと実施されるなど、生活支援活動の拡充が図られました。
- 判断能力が不十分な高齢者などの福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援などを行う「福祉サービス利用援助事業」に加え、「成年後見制度」に関する相談業務(弁護士による専門相談・市社協職員による一般相談)を開始したことで、市社協における権利擁護の取り組みが一歩前進しました。



日常生活支援事業の様子①



日常生活支援事業の様子②



ふれあい買い物ツアーの様子①



ふれあい買い物ツアーの様子②

【第6次活動計画に向けた課題】

- 地域住民の日常生活を支えていくために、住民参加型在宅福祉サービスの全市的な展開を目指すとともに、優先的に取り組むべき課題に対応する生活支援活動の拡充を図っていく必要があります。
- 今後、高齢化の一層の進展や認知症高齢者、知的・精神障がい者の増加が見込まれる中、地域生活を支えるための切れ目のない権利擁護体制の構築を図ることが必要です。

☞ 重点的な取組14に反映

(注7) 住民参加型在宅福祉サービス

公的な制度やサービスでは行き届かない日常生活上のちょっとした困りごと(電球の交換や家具の移動、庭の草取りなど)に対して、地域住民同士がお互いさまの感覚で支え合う活動のこと。活動の特徴として、会員制(サービスの利用者、提供者ともに会員)と有償制(気兼ねを取り除くために金銭を介在)の2つの仕組みがある。

(3) 子育て・高齢者・障がい者・生活困窮者支援活動の充実

【第5次活動計画の成果】

- 「地域包括ケアシステム」(注8)の構築に向けた取り組みとして、地区社協が中心となり、中域福祉圏ごとに第2層の「協議体」(注9)を設置したことで、地域福祉関係者間で高齢者の生活支援を目的とした検討が進められました。また、市社協職員が第1層・第2層の「生活支援コーディネーター」(注10)を担い、継続的な支援に努めたことで、検討の前進につながりました。
- 子ども・子育て支援を目的とした地域の自発的な取り組みとして、地区社協が中心となった「地域(子ども)食堂」(注11)が2地区で実施されました。



第2層協議体の様子



地域(子ども)食堂の様子

【第6次活動計画に向けた課題】

- 今後も、地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の日常生活を地域全体で支える仕組みづくりを推進するとともに、あわせて、その仕組みが高齢者の生活支援だけに留まらず、広く地域づくり支援につながるよう検討していく必要があります。
 - ☞ **重点的な取組9に反映**
- 今後、少子化の一層の進行が見込まれる中、子どもたちの育ちを地域全体で支えていくために、地域(子ども)食堂をはじめとした、子ども・子育て支援の推進を図ることが必要です。
 - ☞ **重点的な取組4に反映**
- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活に困窮する世帯が急増する中、生活困窮者を地域全体で支える仕組みづくりに取り組むことが必要です。
 - ☞ **重点的な取組2に反映**

(注8) 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

(注9) 協議体

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの一つ。市町村が主体となり、生活支援・介護予防サービスの提供主体などが参画し、定期的な情報共有や連携強化の場として、中核となるネットワークのこと。

(注10) 生活支援コーディネーター

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの一つ。高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを果たす者のこと。

(注11) 地域（子ども）食堂

子どもやその親などを対象に、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場のこと。孤食の解決や子どもと大人たちのつながりづくりなどの有効な手段として、日本各地で同様の運動が急増している。

基本目標3 みんなの顔がつながる仕組みづくり

【指標の達成状況】

指標	基準値	目標値	実績値
地区行動計画策定地区数	—	11地区	11地区

(1) 地区行動計画の策定・推進

【第5次活動計画の成果】

- 地域の特性や課題に応じた地域福祉活動を推進していくための道しるべとして、地区社協が中心となり、中域福祉圏ごとに「地区行動計画」を策定したことで、地域福祉関係者間で進むべき方向性が共有され、地域の一体感の醸成が図られました。また、計画策定後は、「地区行動計画推進委員会」において進行管理を行うことで、計画に基づく施策が着実に前進しました。



地区行動計画

【第6次活動計画に向けた課題】

- 「地域共生社会」の実現に向けて、市原市（行政）、市社協、地区社協を中心とした地域福祉関係者が一体となって、施策の実現に向けた取り組みを着実・効果的に進めていくために、地区行動計画についても必要に応じた見直しを進めていく必要があります。

☞ 重点的な取組10に反映

(2) 福祉圏域間の連携・協働体制の強化

【第5次活動計画の成果】

- 地区社協を対象とした「地区社協連絡会」や小域福祉ネットワークを対象とした「小域福祉ネットワーク連絡会議」を定期的を開催することで、団体間または圏域間で情報を共有し、共通認識や一致した方向性を持つことができました。



地区社協連絡会の様子



小域福祉ネットワーク連絡会議の様子

【第6次活動計画に向けた課題】

- これまでの連絡会議は、情報提供・共有という観点が優先され、各団体が抱える課題解決に向けた検討など、地域福祉活動のさらなる推進に資するという、会議本来の目的が十分に果たせていませんでした。今後は、各地区・小学校区に共通する課題を抽出し、その解決に向けた対応策を協議・検討する場となるよう、会議のあり方を見直す必要があります。

（3）関係機関・専門機関との連携の推進

【第5次活動計画の成果】

- 市社協や地区社協が取り組む施策・事業や関係機関・専門機関が主催する会議への参加などを通じて、顔の見える関係づくりや相互理解が促進されました。



いちほら生活相談サポートセンター主催
支援調整会議



市原市（行政）主催
他分野連携研修

【第6次活動計画に向けた課題】

- 地域住民が抱える生活課題や福祉ニーズが多様化・複雑化する中においては、これまでも増して専門職との連携を密にしていくことが求められることから、個々の施策・事業ごとに、より実践的・効果的な連携体制の構築を図っていく必要があります。

基本目標4 みんなで取り組むための基盤づくり

【指標の達成状況】

指標	基準値	目標値	実績値
小域福祉ネットワーク活動者数	1,864名	2,052名	2,058名
安心生活見守り支援事業安心訪問員数	711名	1,022名	1,189名
地区社協活動者数	771名	818名	894名
人材育成事業実施数	4地区	9地区	5地区
ボランティア登録者数	5,000名	5,320名	4,879名

(1) 地域福祉を支える多様な担い手の養成

【第5次活動計画の成果】

- 児童・生徒を対象に実施した「福祉教育」(注12)を目的とした出前講座では、地区社協や小域福祉ネットワークなどと連携・協働して取り組んだことにより、学校と地域のつながりをつくる、また、深める機会となりました。
- 地区社協を中心とした「人材育成事業」がおおむね半数の地区で展開されたことで、地域住民が地域福祉活動に触れるきっかけが提供されました。



福祉教育出前講座の様子①



福祉教育出前講座の様子②

【第6次活動計画に向けた課題】

- 地域福祉活動を支える多様な人材を発掘・確保していくために、次世代を担う子どもたちだけでなく、広く市民を対象として、福祉教育を展開することが必要です。
☞ **重点的な取組12に反映**
- 地区社協が中心となった人材育成事業の取り組みは、必ずしもそのすべてが地域福祉活動の新たな担い手の確保・定着につながっていないのが現状です。今後は、市社協と連携・協働しながら、人材の育成・確保を図っていくことも必要です。

(注12) 福祉教育

一人ひとりが地域の生活課題・福祉課題に気づき、共有し、その解決に向けて協働していく、「気づき」と「つながり」のプロセスのこと。

(2) ボランティアセンター機能の強化

【第5次活動計画の成果】

- ボランティア活動の中間支援組織として、相談の受付やコーディネート、ボランティアの育成などの活動支援に努めた結果、ボランティアセンター移転後（平成30（2018）年3月市民活動センター廃止に伴い、市社協事務局内に移転）の登録者数はわずかながら増加傾向にあります。



傾聴ボランティア養成講座の様子



子育て支援者交流会の様子

【第6次活動計画に向けた課題】

- 育成したボランティアと地域福祉活動を結びつける機能が弱く、現状では、人材の効果的な活用が図れていません。今後は、ボランティアによる社会貢献活動と地域福祉活動のつながりづくりを充実させる必要があります。

☞ 重点的な取組13に反映

(3) 地域福祉推進体制の強化

【第5次活動計画の成果】

- 前述のとおり、社会福祉法人と連携した「ふれあい買い物ツアー」が3地区で実施されたほか、加茂地区では、地区行動計画に基づき、地区内の4つの社会福祉法人と連携した「よろず相談所」が開設されるなど、社会福祉法人との連携・協働による地域福祉活動の拡充が図られました。
- 「市原市民生委員児童委員協議会」（以下「市民児協」という。）（注13）の事務局として、地区担当職員を通じた日常的な支援に努めたことで、「民生委員・児童委員」との信頼関係が構築されました。



よろず相談所の様子



市民児協全体研修会の様子

【第6次活動計画に向けた課題】

○社会福祉法人との連携・協働による地域福祉活動の全市的な展開を目指すとともに、多様化・複雑化する生活課題や福祉ニーズに対応していくために、福祉の分野を超えた、地域づくりを行うことのできる地域の多様な主体との新たな連携づくりにも積極的に取り組むことが必要です。

☞ **重点的な取組10, 11に反映**

○全国的に民生委員・児童委員のなり手不足が懸念される中、市民児協の事務局として、委員一人ひとりの負担感を軽減するための仕組づくりに取り組むことが必要です。

☞ **重点的な取組8に反映**

(注13) 市原市民生委員児童委員協議会（市民児協）

民生委員法及び児童委員の活動要領に基づき設置されている「地区民生委員児童委員協議会」（地区民児協）の連合組織。地区民児協は、市内11地区（五井支所の区域は、五井地区と国分寺台地区に分けて圏域を設定）に設置されており、全ての民生委員・児童委員は、両方の民児協に所属し、活動している。

3 地域福祉を取り巻く環境

ここでは、今後の地域福祉の推進に向けた取り組みに大きく影響すると思われる、近年の主な法・制度の動向について、整理しました。

社会福祉法人による地域における公益的な取組

(平成28(2016)年3月 社会福祉法の改正)

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」が法人の責務として位置づけられ、法人の持つ福祉サービスにおける専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークなどを活かしながら、地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが求められました(平成28(2016)年4月施行)。

成年後見制度の利用促進

(平成28(2016)年4月 成年後見制度の利用の促進に関する法律)

認知症、知的障がいその他の精神上的障がいなどがあることにより、財産の管理や日常生活などに支障がある方の成年後見制度の利用の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されました(平成28年(2016)年5月施行)。

地域共生社会の実現

(平成28(2016)年6月 ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定))

子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支えて側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが示されました。

地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

(平成29(2017)年5月 社会福祉法の改正)

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進の理念の明確化や、市町村における地域生活課題の解決に資する包括的支援の提供体制の整備、市町村地域福祉計画の策定の努力義務化などの改正が行われました(平成30(2018)年4月施行)。

包括的な支援体制の整備のための重層的支援体制整備事業の創設

(令和2(2020)年6月 社会福祉法の改正)

市町村が地域住民の複合化・複雑化した課題を抱える人や世帯へ包括的な対応を進めるため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組む事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました(令和3(2021)年4月施行)。

市原市(行政)においては、住民福祉の向上を図るため、令和3(2021)年度から本事業に取り組むこととされています。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

第6次活動計画の「基本理念」は、市原市地域共生社会推進プランの基本理念と同じくします。

**互いを尊重し互いに支え合い
誰もが自分らしく活躍して
暮らすことのできるまちの実現**

少子高齢・人口減少の進行などに伴い、地縁・血縁などの関係性の希薄化や社会経済の担い手の減少、そして、8050世帯やダブルケアなど複数分野の課題を抱える人・世帯の増加が顕在化しています。

さらには、近年頻発する大規模災害、昨年から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症など、人々の不安感や孤立感が増大しています。

このように、暮らしや地域のあり方が多様化するなか、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、一人ひとりの生きる力や可能性を最大限発揮することのできる包摂的（注14）な地域として、「互いを尊重し互いに支え合い誰もが自分らしく活躍して暮らすことのできるまち」の実現を目指します。

（注14）包摂的

社会的包摂。「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う」という考えのこと。

2 基本目標と施策の方向性

基本理念を達成するために必要な「基本目標」を掲げ、その実現に重要と考えられる「施策の方向性」を設定し、計画の着実な推進を図ります。

基本目標1 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

すべての人が、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、ふれあいや交流の機会などを通じて絆を深め、お互いさまの気持ちが育まれる環境の整備に努めます。

また、地域住民が自ら参画し、主体となって取り組む、地域をより良くするための活動を促進することで、みんなで支え合う地域づくりを目指します。

施策の 方向性	1 福祉意識の醸成	1 地域・福祉を知る機会の充実
		2 人と人のふれあいを育む場の推進
	2 小地域福祉活動の推進	

基本目標2 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

すべての人が、抱える生活課題について身近で気軽に相談することができ、その人その人に合った支援が受けられ、課題の解決につながっていく仕組みの構築に努めます。

また、地域づくりを行うことのできる、地域の多様な主体とのつながりをさらに深めていくことで、支え合いの輪が広がる地域づくりを目指します。

施策の 方向性	1 地域で孤立させない取組の強化	1 寄り添い支えていく体制の強化
		2 生活を支えるための体制の強化
	2 地域福祉力の向上	

基本目標3 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

すべての人が、地域の一員として、みんなと共に地域をつくる存在として役割を持って活躍できるよう、地域づくりへの参画を促進するなどの基盤の整備に努めます。

また、誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、一人ひとりの権利や生活が守られ、安心・安全に暮らせる地域づくりを目指します。

施策の 方向性	1 地域で活躍する人材の育成
	2 権利擁護の推進
	3 災害対応力の向上

3 重点的な取組

第5次活動計画の評価や地域福祉を取り巻く環境などから見えてきた、今後さらに取り組むべき課題や、市社協に求められる役割などを踏まえ、施策の方向性に沿った「重点的な取組」を定め、具体的な活動を展開していきます。

施策の方向性	重点的な取組
1-1-1 地域・福祉を知る機会の充実	1 地域福祉活動の見える化・見せる化の推進【拡充】 2 生活困窮者支援活動の推進【新規】
1-1-2 人と人のふれあいを育む場の推進	3 (仮称) 共生型サロン事業の推進【拡充】 4 子どもの居場所づくり活動の推進【新規】
1-2 小地域福祉活動の推進	5 地区社協の活動・運営支援【継続】 6 小域福祉ネットワークの活動・運営支援【継続】
2-1-1 寄り添い支えていく体制の強化	7 新たな相談支援体制の構築【新規】 8 民生委員・児童委員活動の支援【継続】
2-1-2 生活を支えるための体制の強化	9 生活支援体制整備事業の推進【継続】
2-2 地域福祉力の向上	10 地区行動計画の推進【拡充】 11 社会福祉法人の公益的な取組との連携【新規】
3-1 地域で活躍する人材の育成	12 福祉教育の推進【拡充】 13 ボランティア活動の推進【拡充】
3-2 権利擁護の推進	14 市原市成年後見支援センターの設置・機能の充実【新規】
3-3 災害対応力の向上	15 災害ボランティアセンターの体制強化【拡充】 16 災害ボランティアの育成・確保【拡充】

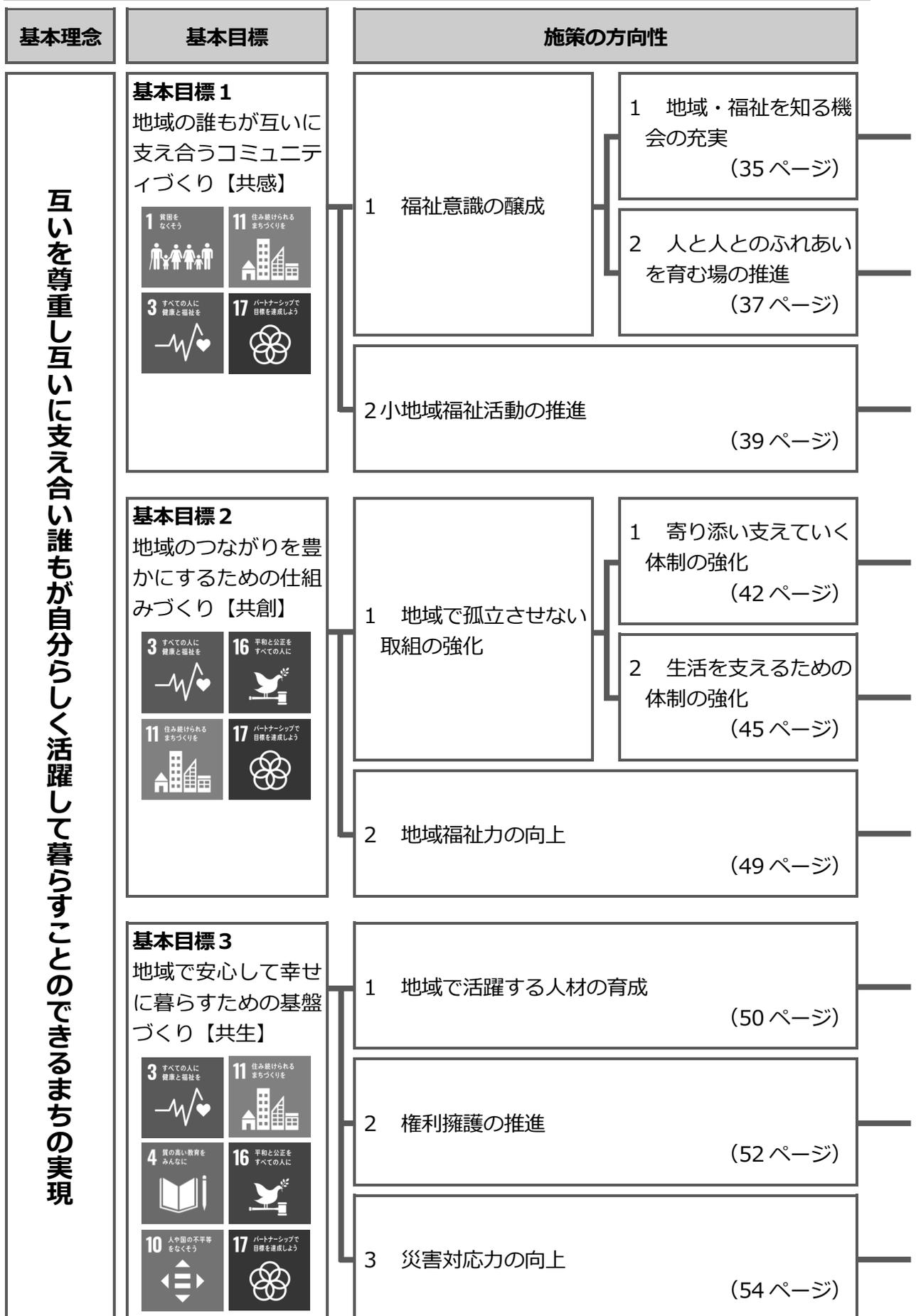
(補足)

新規 … 第6次活動計画から取り組む事業（第5次活動計画の取り組みを強化した事業も含む）

拡充 … 計画期間中に取り組みを拡充する予定の事業

継続 … 第5次活動計画の取り組みを継承する事業

4 計画の体系



取組の内容（★は重点的な取組）

★地域福祉活動の見える化・見せる化の推進【拡充】 ★生活困窮者支援活動の推進【新規】
☆広報紙「社協だより」の発行 ☆福祉バザー事業・歳末たすけあい募金事業

★（仮称）共生型サロン事業の推進【拡充】 ★子どもの居場所づくり活動の推進【新規】
☆サロン関係者交流会の開催

★地区社協の活動・運営支援【継続】 ★小域福祉ネットワークの活動・運営支援【継続】
☆地区社協連絡会の開催 ☆いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議の開催
☆地区社協・小域福祉ネットワーク合同研修会の開催

★新たな相談支援体制の構築【新規】 ★民生委員・児童委員活動の支援【継続】
☆相談支援活動者研修会の開催 ☆安心生活見守り支援事業 ☆地域福祉支援事業

★生活支援体制整備事業の推進【継続】
☆各種資金貸付事業 ☆日常生活支援事業 ☆ファミリー・サポート・センター事業
☆出産前後家事等サポート事業 ☆送迎ボランティアサービス事業 ☆福祉カー貸出事業
☆居宅介護支援事業所の運営

★地区行動計画の推進【拡充】 ★社会福祉法人との公益的な取組との連携【新規】

★福祉教育の推進【拡充】 ★ボランティア活動の推進【拡充】
☆人材育成事業

★市原市成年後見支援センターの設置・機能の充実【新規】
☆法人後見の実施 ☆福祉サービス利用援助事業

★災害ボランティアセンターの体制強化【拡充】 ★災害ボランティアの育成・確保【拡充】
☆市原市災害ボランティア活動連絡調整会議の開催
☆災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施 ☆災害支援ボランティア事業

第4章

施策の展開

基本目標 1 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

1-1 福祉意識の醸成

多くの市民に福祉を身近に、そして他人事（ひとごと）ではなく自分事（わがごと）として捉えてもらうために、情報発信力の強化や気軽に参加できる助け合い活動の推進、地域住民同士の交流の場づくりなどの取り組みを進めます。

1-1-1 地域・福祉を知る機会の充実

重点的な取組 1

事業名		地域福祉活動の見える化・見せる化の推進【拡充】		
事業内容	対象	市民		
	方針	市社協や地区社協、小域福祉ネットワークが取り組む地域福祉活動の「見える化・見せる化」を推進します。		
	方法	○SNS（注15）を活用し、タイムリーな情報発信を行います。 ○動画コンテンツを制作・配信し、わかりやすい情報発信を行います。		
実施主体		市社協		
協力団体		地区社協、小域福祉ネットワークなど		
計画進行	短期（令和3・4年度）		中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
	検討・実施		継続	継続
	○SNSを活用した情報発信 ○動画コンテンツの制作・配信			

重点的な取組 2

事業名		生活困窮者支援活動の推進【新規】		
事業内容	対象	市民		
	方針	「困ったときはお互いさまの地域づくり」に向けて、新たな生活困窮者支援活動を創出し、その推進を図ります。		
	方法	○家庭や企業・商店から発生する食品ロス（注16）を引き取り、生活に困窮している世帯へ無償で提供する「(仮称) いちはらフードネットワーク」を開設します。 ○家庭で不要となった制服などを集めて、生活に困窮している世帯へ無償または安価で提供する「(仮称) いちはら子育て応援バンク」を開設します。		
実施主体		市社協		
協力団体		地区社協、小域福祉ネットワーク、企業・商店、農業法人、市原市（行政）など		
計画進行	短期（令和3・4年度）		中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
	検討・実施		継続	継続
	(仮称)生活困窮者支援事業実施要綱の制定・実施			

関連する取組

事業名		広報紙「社協だより」の発行		
事業内容	対象	市民		
	方針	市社協の広報紙「社協だより」を定期的に発行し、地域福祉に関する情報を広く周知します。		
	方法	○町会・自治会回覧（年2回／夏号（5月20日）冬号（1月20日）） ○新聞折込（年2回／秋号（9月5日）春号（3月5日））		
実施主体		市社協		
協力団体		町会・自治会など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	社協だよりの発行（年4回）			

事業名		福祉バザー事業・歳末たすけあい募金事業		
事業内容	対象	市民		
	方針	「歳末たすけあい運動」（注17）の資金を確保するために実施する「福祉バザー事業」及び「歳末たすけあい募金事業」を通じて、運動の主旨を広く周知します。		
	方法	町会・自治会回覧や市社協のホームページ、SNSなどを活用し、地域福祉への幅広い理解と参加の促進を図ります。		
実施主体		市社協、地区社協		
協力団体		町会・自治会など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	福祉バザー事業・歳末たすけあい募金事業を通じた周知活動			

（注15）SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、人々との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスのこと。

（注16）食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本の食品ロス量推計値（農林水産省及び環境省／平成30年度推計値）は600万トンで、これは一人当たりが毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量になる。

（注17）歳末たすけあい運動

共同募金会が行う共同募金運動の一環として、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな福祉活動を重点的に展開していく運動のこと。

1-1-2 人と人とのふれあいを育む場の推進

重点的な取組 3

事業名		(仮称) 共生型サロン事業の推進【拡充】		
事業内容	対象	市民		
	方針	地域住民同士の交流とふれあいを広げるために、「ふれあいサロン事業」から「(仮称) 共生型サロン事業」への移行を図ります。		
	方法	現状のサロン活動をベースとしつつ、支え手（世話役）と受け手（参加者）という固定的な関係を見直すとともに、世代や障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加できるサロンへと移行し、その拡充を図ります。		
実施主体		市社協、地区社協		
協力団体		小域福祉ネットワーク、町会・自治会、市原市（行政）など		
計画進行		短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
		検討・準備	実施	継続
		ふれあいサロン事業実施要綱の改正	(仮称) 共生型サロン事業の実施	

重点的な取組 4

事業名		子どもの居場所づくり活動の推進【新規】		
事業内容	対象	児童・生徒、子育て家庭		
	方針	子どもたちの健やかな育ちを支援するために、地域における子どもの居場所づくり活動を推進します。		
	方法	○「地域（子ども）食堂」などを実施する地区社協、または地区社協と連携して実施する団体に対して、新たに補助金を交付するなどの支援を行います。 ○市原市（行政）が構築する「地域（子ども）食堂ネットワーク」の事務局機能を担い、多様な取り組みを支援し、その普及に取り組みます。		
実施主体		市社協、地区社協		
協力団体		地域（子ども）食堂運営団体、市原市（行政）など		
計画進行		短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
		検討・準備	実施	継続
		(仮称) 子どもの居場所づくり事業補助金の創設	補助金の交付をはじめとする活動・運営支援	

関連する取組

事業名		サロン関係者交流会の開催		
事業内容	対象	サロン関係者		
	方針	関係者同士の顔の見える交流の場づくりを通じて、サロン活動の活性化を図ります。		
	方法	サロン活動に関する講話や実践報告、グループ討議などを通じて、相互の交流や情報交換・共有を図ることを目的とした交流会を開催します。		
実施主体		市社協		
協力団体		地区社協、小域福祉ネットワーク、市原市（行政）など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	サロン関係者交流会の開催（年1回）			

1-2 小地域福祉活動の推進

住民参加・住民主体による地域福祉活動のさらなる推進が図れるよう、地区社協や小域福祉ネットワークが取り組む多様な活動の展開や円滑な組織運営などの支援を行います。

重点的な取組 5

事業名		地区社協の活動・運営支援【継続】		
事業内容	対象	地区社協		
	方針	市社協が示した地域福祉推進の基本的方向に基づき、それぞれの地域特性に見合った地域福祉活動の実践と安定的・持続的な組織運営を支援します。		
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動に関する各種相談対応や情報提供など、地区担当職員を通じた継続的な支援に取り組みます。 ○市社協の「住民会費」や共同募金会の「配分金」などを財源とし、事業活動や組織運営に係る補助金を交付します。 		
実施主体		市社協		
協力団体		—		
計画進行		短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
		実施	継続	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ○地区担当職員を通じた継続的な支援 ○補助金の交付 		

重点的な取組 6

事業名		小域福祉ネットワークの活動・運営支援【継続】		
事業内容	対象	小域福祉ネットワーク		
	方針	それぞれの地域が抱える課題の解決に向けた、自主的・自発的な地域福祉活動の展開と安定的・持続的な組織運営を支援します。		
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動に関する各種相談対応や情報提供など、地区担当職員を通じた継続的な支援に取り組みます。 ○市原市（行政）から交付される事業活動に係る補助金の交付事務を行います。 		
実施主体		市社協		
協力団体		地区社協、市原市（行政）		
計画進行		短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
		実施	継続	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ○地区担当職員を通じた継続的な支援 ○補助金の交付事務 		

関連する取組

事業名		地区社協連絡会の開催		
事業内容	対象	地区社協		
	方針	地区社協間の横のつながりと、地区社協と市原市（行政）及び市社協との連携・協働体制の強化を図ります。		
	方法	地域福祉活動に関する情報交換・共有を図るとともに、活動を効果的に推進するために、共通する課題の解決に向けた対応策を協議・検討することを目的とした連絡会議を開催します。		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市（行政）		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	地区社協連絡会の開催（年6回程度）			

事業名		いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議の開催		
事業内容	対象	小域福祉ネットワーク		
	方針	小域福祉ネットワーク間の横のつながりと、小域福祉ネットワークと市原市（行政）及び市社協との連携・協働体制の強化を図ります。		
	方法	地域福祉活動に関する情報交換・共有を図るとともに、活動を効果的に推進するために、共通する課題の解決に向けた対応策を協議・検討することを目的とした連絡会議を開催します。		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市（行政）		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議の開催（年2回程度）			

事業名		地区社協・小域福祉ネットワーク合同研修会の開催		
事業内容	対象	地区社協、小域福祉ネットワーク		
	方針	地域福祉を取り巻く環境の動向などを関係者間で共有することで、地域福祉活動の活性化を促進します。		
	方法	地域福祉に関する講演などを通じ、地域に顕在化・潜在化する生活課題に対する認識や、その解決のために必要な取り組みの方向性など、地域福祉の学びを深めることを目的とした研修会を開催します。		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市（行政）		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	地区社協・小域福祉ネットワーク合同研修会の開催（隔年1回）			

基本目標 2 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

2-1 地域で孤立させない取組の強化

さまざまな困りごとを抱える人や世帯が孤立しないよう、また、必要な支援が受けられるよう、身近な地域での相談支援活動の充実や、住民参加・住民主体による支え合いの仕組みづくりなどの取り組みを進めます。

2-1-1 寄り添い支えていく体制の強化

重点的な取組 7

事業名		新たな相談支援体制の構築【新規】		
事業内容	対象	市民		
	方針	地域福祉関係者の協力のもと、身近な地域で「気づく・つなぐ・見守る」ことに主眼を置いた、新たな相談支援体制を構築します。		
	方法	地域で活動するさまざまな組織や団体の活動を通じて、地域住民の様子の変化に早期に「気づき」、適切な支援に「つなぎ」、地域で「見守る」体制を構築し、その展開を図ります。		
実施主体		市社協、地区社協		
協力団体		市社協、地区社協の構成団体など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	検討・準備	実施	継続	
	総合相談支援事業実施要綱の改正	新たな相談支援事業の実施		

重点的な取組 8

事業名		民生委員・児童委員活動の支援【継続】		
事業内容	対象	民生委員・児童委員		
	方針	地域住民からの相談に応じ、適切な機関への橋渡しや地域での見守りなど、その生活課題の解決にあたる「民生委員・児童委員」の活動支援に取り組みます。		
	方法	市民児協の事務局として、委員一人ひとりの活動上の負担感を軽減するための委員同士の支え合いの体制づくりや、民生委員・児童委員活動の充実に資する研修の開催などに取り組みます。		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市（行政）		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	民生委員・児童委員活動の充実にに向けた支援			

関連する取組

事業名		相談支援活動者研修会の開催		
事業内容	対象	相談支援活動者		
	方針	新たな相談支援体制に基づき、身近な地域で「気づく・つなぐ・見守る」ための相談支援活動の効果的な展開を図ります。		
	方法	相談支援活動に関する講話や実践報告、グループ討議などを通じて、活動に必要な基本的視点や知識習得を図ることを目的とした研修会を開催します。		
実施主体		市社協		
協力団体		市社協、地区社協の構成団体など		
計画進行	短期（令和3・4年度）		中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
	検討・準備		実施	継続
	研修内容の検討・調整		相談支援活動者研修会の開催（年1回）	

事業名		安心生活見守り支援事業		
事業内容	対象	小域福祉ネットワーク		
	方針	小域福祉ネットワークが、一人暮らし高齢者や障がい者世帯、高齢者のみ世帯などの社会的孤立を防ぐために実施する、定期的な見守り・声かけ活動などの取り組みを支援します。		
	方法	○見守り・声かけ活動が円滑・継続的に展開されるよう、活動の担い手である「安心訪問員」を対象とした研修・交流会などを開催します。 ○見守り・声かけの対象者に対して、福祉医療情報キット「みまもりくん」（注18）を配付します。		
実施主体		市社協		
協力団体		地域包括支援センター、市原市（行政）など		
計画進行	短期（令和3・4年度）		中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
	実施		継続	継続
	見守り・声かけ活動の支援（相談受付、安心訪問員基礎研修、フォローアップ研修、安心訪問員交流会の開催など）、みまもりくんの配付			

事業名		地域福祉支援事業		
事業内容	対象	地区社協、小域福祉ネットワーク		
	方針	歳末たすけあい運動の一環として、地区社協や小域福祉ネットワークが実施する、生活支援を目的とした先駆的・開拓的な実践事業を支援します。		
	方法	共同募金の「配分金」を財源に助成金を交付するほか、地区担当職員を通じて、生活支援の充実・強化に資する事業の企画・立案などの支援に取り組みます。		
実施主体		市社協		
協力団体		—		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	地域福祉支援事業の拡充に向けた支援			

(注18) みまもりくん

医療情報を記入した用紙や保険証のコピーなどを入れる筒形の容器のこと。自宅の冷蔵庫に入れておき、万が一、急病などで倒れたときに、駆けつけた救急隊員が活用し、病歴や服用中の薬、緊急連絡先などの情報を確認する。

2-1-2 生活を支えるための体制の強化

重点的な取組 9

事業名		生活支援体制整備事業の推進【継続】[市原市受託事業]		
事業内容	対象	高齢者		
	方針	「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高齢者の日常生活を地域全体で支える仕組みづくりを推進します。		
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協職員が「第1層・第2層生活支援コーディネーター」を担い、人と人、人と場、人と支援などをつなぎ組み合わせる調整役として活動します。 ○地区ごとの支え合いの仕組みづくりを協議・検討する場として、中域福祉圏ごとに設置した「第2層協議体」の円滑な運営と活性化を支援します。 ○高齢者を支える仕組みづくりを切り口とした総合的な地域づくり活動に取り組みます。 		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市（行政）、第2層協議体など		
計画進行		短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
		実施	継続	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーターによる一体的な活動の推進 ○第2層協議体の運営支援・活性化支援（専門アドバイザーによるフォローアップ研修の開催など） 		

関連する取組

事業名		各種資金貸付事業【千葉県社会福祉協議会受託事業含む】		
事業内容	対象	低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯など		
	方針	資金の貸付による経済的な援助にあわせて、経済的自立と生活意欲の促進を図るための援助を行います。		
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○資金を借り受けた世帯に対して、「民生委員・児童委員」と連携した相談支援活動を行います。 ○生活困窮者のための自立相談支援機関である「いちほら生活相談サポートセンター」などの専門機関と連携し、必要な援助活動を行います。 		
実施主体		市社協		
協力団体		民生委員・児童委員、いちほら生活相談サポートセンター、市原市（行政）など		
計画進行		短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
		実施	継続	継続
		資金の貸付を通じた支援（生活福祉資金、福祉資金、療養資金に関する相談受付、資金貸付、相談支援など）、いちほら生活相談サポートセンター支援調整会議への参画		

事業名		日常生活支援事業		
事業内容	対象	地域住民		
	方針	地区社協が中心となって、日常生活上のちょっとした困りごとの解決に取り組めます。		
	方法	<p>○地域住民同士が気兼ねなく支え合う「住民参加型在宅福祉サービス」の拡充を図るとともに、介護保険制度における「訪問型サービスB」（住民主体による支援）への移行を促進します。</p> <p>○住民参加型在宅福祉サービスの実施への足がかりとして、困りごとの中から課題を絞って活動する「事業化・活性化推進サービス」の拡充を図ります。</p>		
実施主体		地区社協		
協力団体		市社協、小域福祉ネットワーク、市原市（行政）など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	日常生活支援事業の実施（5地区）	日常生活支援事業の実施（8地区）	日常生活支援事業の実施（11地区）	

事業名		ファミリー・サポート・センター事業【市原市受託事業】		
事業内容	対象	子育ての援助を受けたい方、子育ての援助を行いたい方		
	方針	子育て世帯の仕事と育児の両立を支援します。		
	方法	おおむね生後6ヶ月以上小学校6年生までの児童を養育している世帯（利用会員）に対して、事業の協力者（協力会員）が対象児童の一時預かりなどの援助を行います。		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市（行政）		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	アドバイザーによる利用会員と協力会員間の連絡調整、広報啓発、協力会員を対象とした研修の開催など			

事業名		出産前後家事等サポート事業【市原市受託事業】		
事業内容	対象	妊娠中または子育ての援助を受けたい方		
	方針	母親が出産前後にある世帯の家事や育児を支援します。		
	方法	母親が妊娠中または出産後1年以内にある世帯（派遣対象者）に対して、ホームヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行います。		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市（行政）、訪問介護事業所		
計画進行	短期（令和3・4年度）		中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
	実施		継続	継続
	コーディネーターによる派遣対象者とホームヘルパー間の連絡調整、広報啓発など			

事業名		送迎ボランティアサービス事業		
事業内容	対象	既存の交通手段での移動が困難な高齢者や障がい者など		
	方針	高齢者や障がい者などの外出を支援します。		
	方法	高齢者や障がい者など（利用者）に対して、事業の協力者（運転ボランティア）が専用の福祉車両を用いて、通院などの外出の援助を行います。		
実施主体		市社協		
協力団体		送迎ボランティアの会など		
計画進行	短期（令和3・4年度）		中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
	実施		継続	継続
	利用者と運転ボランティア間の連絡調整、広報啓発、運転ボランティアを対象とした研修の開催など			

事業名		福祉カー貸出事業【市原市受託事業】		
事業内容	対象	高齢者や障がい者及びその家族、社会福祉団体、社会福祉法人など		
	方針	高齢者や障がい者などの社会参加を促進します。		
	方法	リフト付ワゴン車（福祉カー）の貸出を行います。		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市（行政）		
計画進行	短期（令和3・4年度）		中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
	実施		継続	継続
	福祉カーの貸出			

事業名		居宅介護支援事業所の運営		
事業内容	対象	介護を必要とする高齢者及びその家族、地域福祉関係者		
	方針	ケアマネージャー（居宅介護支援員）による介護保険サービスの提供を第一としながらも、市社協が設置・運営する居宅介護支援事業所として、高齢者の地域生活を支えるための施策への関わりを強化します。		
	方法	○介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるよう、ケアプラン（サービス計画書）の作成やサービス事業者との調整などを行います。 ○ケアマネージャー（居宅介護支援員）が有する専門的知識や技術などを活かして、地域福祉の推進に必要な情報提供や助言などの支援に努めます。		
実施主体		市社協		
協力団体		—		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	介護保険サービスの提供、地域福祉の推進に必要な情報提供や助言など			

2-2 地域福祉力の向上

地域が一体となって計画的・継続的に地域づくりを進めるために策定した、地区行動計画の見直しを行います。また、多様化・複雑化する生活課題や福祉ニーズの解決に向けて、社会福祉法人との連携強化に取り組みます。

重点的な取組 10

事業名		地区行動計画の推進【拡充】		
事業内容	対象	地域福祉関係者		
	方針	第5次活動計画に基づき、地区社協が中心となって中域福祉圏ごとに策定した、「地区行動計画」の見直しを行います。		
	方法	<p>○「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関する具体的な取り組みを示した、第6次活動計画との連動性・整合性を図るために、必要に応じた見直しを行い、その推進を図ります。</p> <p>○福祉分野の活動に限らず、地域共生のまちづくりを推進していくために、地域づくりを行うことのできる地域の多様な主体の参画を求めるとともに、地区社協をはじめとする個々の組織・団体の特性に応じた、役割分担の明確化を図ります。</p>		
実施主体		地区行動計画推進委員会		
協力団体		市社協、地区社協など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	検討・準備	実施	継続	
	地区行動計画の見直し		新たな地区行動計画に基づく取組の展開	

重点的な取組 11

事業名		社会福祉法人の公益的な取組との連携【新規】		
事業内容	対象	社会福祉法人		
	方針	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」と地域福祉活動を結びつけるための顔の見える関係を構築します。		
	方法	社会福祉法人とのつながりづくりとして、中域福祉圏ごとに設置している「地区行動計画推進委員会」や「第2層協議体」への参画を求めるなど、地区ごとの連携体制を構築し、その後の協働活動の展開につなげます。		
実施主体		市社協、地区社協		
協力団体		地区行動計画推進委員会、第2層協議体、市原市（行政）など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	検討・実施	継続	継続	
	顔の見える関係の構築・体現化と協働活動の展開			

基本目標3 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

3-1 地域で活躍する人材の育成

子どもから大人まで広く市民を対象とした福祉教育の展開や、市社協が設置・運営するボランティアセンターの機能を効果的に活用するなど、地域福祉を支える多様な人材の確保・育成・定着に取り組みます。

重点的な取組 1 2

事業名		福祉教育の推進【拡充】		
事業内容	対象	市民		
	方針	福祉や地域についての理解・関心を深めるとともに、地域づくりへの参画のきっかけとなることを目的に、福祉の学びの機会の提供に取り組みます。		
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を担う子どもたちの学びの支援の充実を図ります。 ○若者・大人・シニアなど、それぞれの世代に応じた多様なアプローチを行い、福祉の心の醸成とともに、地域づくりの推進のための理解者・支援者の拡充を図ります。 		
実施主体		市社協		
協力団体		地区社協、小域福祉ネットワーク、市原市教育委員会、小学校・中学校・高校、企業・商店、高齢者の通いの場など		
計画進行		短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
		検討・実施	継続	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒 … 小学校・中学校・高校などへのアプローチ ○若者・大人 … 企業・商店などへのアプローチ ○シニア …………… 高齢者の通いの場などへのアプローチ 		

重点的な取組 13

事業名		ボランティア活動の推進【拡充】		
事業内容	対象	ボランティア活動者、ボランティア活動に関心を持つ方		
	方針	ボランティアの自主的・自発的な社会貢献活動を推進・支援するとともに、地域福祉活動の担い手となる人材の育成・確保に取り組みます。		
	方法	<p>○ボランティア支援機能を充実させ、活動者の拡充を図るとともに、ボランティアによる社会貢献活動と地域福祉活動のつながりを促進します。</p> <p>○地区社協や小域福祉ネットワークと調整を図りながら、関係者と一体となって、生活課題の解決に取り組むボランティアの育成・確保を図ります。</p>		
実施主体		市社協		
協力団体		地区社協、小域福祉ネットワーク、市原市（行政）など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	検討・準備	実施	継続	
	地区社協・小域福祉ネットワークとの調整	ボランティアの育成・確保		

関連する取組

事業名		人材育成事業		
事業内容	対象	地域住民		
	方針	地区社協が中心となって、地域福祉活動の新たな担い手となる人材の育成・確保に取り組みます。		
	方法	地域の特性によって異なる生活課題の解決に向けて、市社協と調整を図りながら、新たな人材の育成・確保を図ることを目的とした講座・研修などを開催します。		
実施主体		地区社協		
協力団体		市社協、小域福祉ネットワークなど		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	人材育成事業の実施（5地区）	人材育成事業の実施（8地区）	人材育成事業の実施（11地区）	

3-2 権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなくなっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、切れ目のない権利擁護体制の構築に取り組みます。

重点的な取組 14

事業名		市原市成年後見支援センターの設置・機能の充実【新規】〔市原市受託事業〕		
事業内容	対象	市民		
	方針	「成年後見制度」の利用促進のため、制度に関する周知及び相談や支援のための体制の構築を図り、適切に制度が利用できるよう支援します。		
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の理解促進を目的とした研修の開催など、積極的な広報・啓発活動を展開します。 ○適切な制度利用ができるよう、一般・弁護士相談窓口を開設し、市民（後見人などを含む）からの相談に応じます（訪問相談にも対応）。 ○専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）や支援関係者による受任者調整会議を開催し、制度利用の要否や受任者調整、困難ケース検討などを行います。 ○市民後見人の養成や活動支援に取り組みます。 		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市（行政）、地域包括支援センター（注19）、相談支援事業所、中核地域生活支援センターいちほら福祉ネット（注20）、いちほら生活相談サポートセンター、司法・医療機関、関係施設など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	<ul style="list-style-type: none"> ○広報啓発活動 ○相談の受付（一般相談・弁護士相談） ○受任者調整会議の開催（月1回） ○市民後見人の養成、活動支援（令和5（2023）年度から） 			

関連する取組

事業名		法人後見の実施		
事業内容	対象	成年後見制度の利用相当の方で、後見人などの適切な候補者が不在の方		
	方針	市長申立（注21）案件や福祉サービス利用援助事業の利用者など、適切な後見人などの候補者が不在の場合に、市社協が後見人、保佐人、もしくは補助人となり、本人の意思を尊重した支援に取り組みます。		
	方法	受任者調整会議において、市社協が後見人、保佐人、もしくは補助人として適切と判断された場合に、家庭裁判所に後見人等候補者として申立を行い、裁判所の審判に基づき、市社協が後見業務を実施します。		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市（行政）、支援機関など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	法人後見の実施			

事業名		福祉サービス利用援助事業【千葉県社会福祉協議会受託事業】		
事業内容	対象	高齢や障がいなどにより判断能力が不十分な方		
	方針	判断能力が不十分になっても安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援などを行います。		
	方法	専門員や生活支援員（いずれも市社協職員）が定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援、郵便物の確認などを行います。		
実施主体		市社協		
協力団体		地域包括支援センター、支援機関、市原市（行政）など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など			

（注19）地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けることができるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防ケアマネジメント、介護や福祉に関する相談、権利擁護などの事業を行っている。

（注20）中核地域生活支援センターいちほら福祉ネット

千葉県からの委託により、年齢や障がいの有無に関わらず多様な相談に対して、24時間365日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援や市町村などへのバックアップを行っている。

（注21）市長申立

成年後見制度の利用の必要性があるが、身寄りがなく、自分では申立を行えない方のために、市長が家庭裁判所に後見申立を行うこと。

3-3 災害対応力の向上

災害はいつ起こるか分かりません。万が一の事態に備え、平常時から災害ボランティアセンターを迅速・適切に設置・運営するための環境整備や、災害ボランティア活動を支える人材の育成・確保などの取り組みを進めます。

重点的な取組 15

事業名		災害ボランティアセンターの体制強化【拡充】		
事業内容	対象	災害により被災された方		
	方針	地震、風水害その他の災害が発生、または発生のおそれがあるときに設置する「災害ボランティアセンター」の体制強化を図ります。		
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○市原市（行政）による支援、連携・協働のもと、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る基盤整備を図ります。 ○地区社協をはじめとする地域との連携・協働体制を構築します。 ○市社協が策定した「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を適宜改訂します。 		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市（行政）、地区社協、町会・自治会など		
計画進行		短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）
		実施	継続	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンターの基盤整備（活動拠点・資機材の確保など） ○地域との連携・協働体制の構築（被災状況の収集・伝達など） ○災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂 		

重点的な取組 16

事業名		災害ボランティアの育成・確保【拡充】		
事業内容	対象	災害ボランティア活動に関心を持つ方		
	方針	災害発生後早期からの災害ボランティア活動を迅速・効果的に展開するために、ボランティアとして活躍する人材の育成・確保に取り組みます。		
	方法	<p>○活動に必要な知識の習得を目的とした研修を開催し、災害ボランティアの育成・確保（希望者による事前登録）を図ります。</p> <p>○事前登録した災害ボランティアとのつながりづくりとして、活動に必要な情報提供や、スキルアップを図ることを目的としたフォローアップ研修の開催などに取り組みます。</p>		
実施主体		市社協		
協力団体		災害支援活動に取り組む関係機関・団体など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	<p>○災害ボランティアの育成・確保</p> <p>○災害ボランティアとのつながりづくり</p>			

関連する取組

事業名		市原市災害ボランティア活動連絡調整会議の開催		
事業内容	対象	災害支援活動に取り組む関係機関・団体		
	方針	災害発生後早期からの災害ボランティア活動を迅速・効果的に展開するために、関係機関・団体との連携・協働体制の強化を図ります。		
	方法	それぞれの機関・団体が持つ特性・資源・能力などを結集した災害ボランティア活動の展開を図ることを目的とした連絡調整会議を開催します。		
実施主体		市社協		
協力団体		—		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	市原市ボランティア活動連絡調整会議の開催（年5回程度）			

事業名		災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施		
事業内容	対象	災害ボランティア活動に関心を持つ方、事前登録した災害ボランティア		
	方針	市民や関係機関・団体などとの協働による災害ボランティアセンター運営体制の構築を図ります。		
	方法	「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づいた訓練を実施し、各班における活動内容や役割分担の明確化を図るとともに、マニュアルの検証を行います。		
実施主体		市社協		
協力団体		市原市災害ボランティア活動連絡調整会議の構成機関・団体など		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施（年1回）			

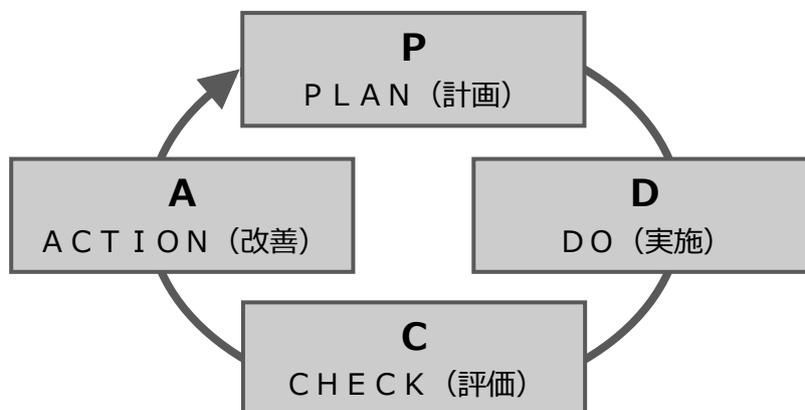
事業名		災害支援ボランティア事業		
事業内容	対象	地域住民、地域福祉関係者		
	方針	地区社協が中心となって、災害にも強い地域づくりに取り組みます。		
	方法	○地域住民を対象に、防災・減災の意識向上や知識習得を図ることを目的とした講座・研修などを開催します。 ○地域福祉関係者を対象に、市社協が実施する「災害ボランティアセンター設置運営訓練」と連動した「サテライト災害ボランティアセンター設置運営訓練」を実施します（輪番制方式により実施）。		
実施主体		地区社協		
協力団体		市社協、小域福祉ネットワークなど		
計画進行	短期（令和3・4年度）	中期（令和5・6年度）	長期（令和7・8年度）	
	実施	継続	継続	
	災害支援ボランティア事業の実施（5地区）	災害支援ボランティア事業の実施（8地区）	災害支援ボランティア事業の実施（11地区）	

第5章

計画の推進と評価

1 進行管理の考え方

第6次活動計画を実行（実効）性の高い計画とするために、これまでの活動計画と同様に、PDCAサイクル（PLAN（計画）⇒ DO（実施）⇒ CHECK（評価）⇒ ACTION（改善）の4段階の繰り返し）に基づき、進行管理を行います。



2 進行管理と評価

市社協職員で階層別に構成する「地域福祉活動計画推進本部会議」及び「職員連絡調整会議」において、進捗状況の点検や施策の達成状況の評価【1次評価】、課題の抽出などを行い、市社協の「正副会長会議」及び市社協理事で構成する「常任委員会」に報告します。

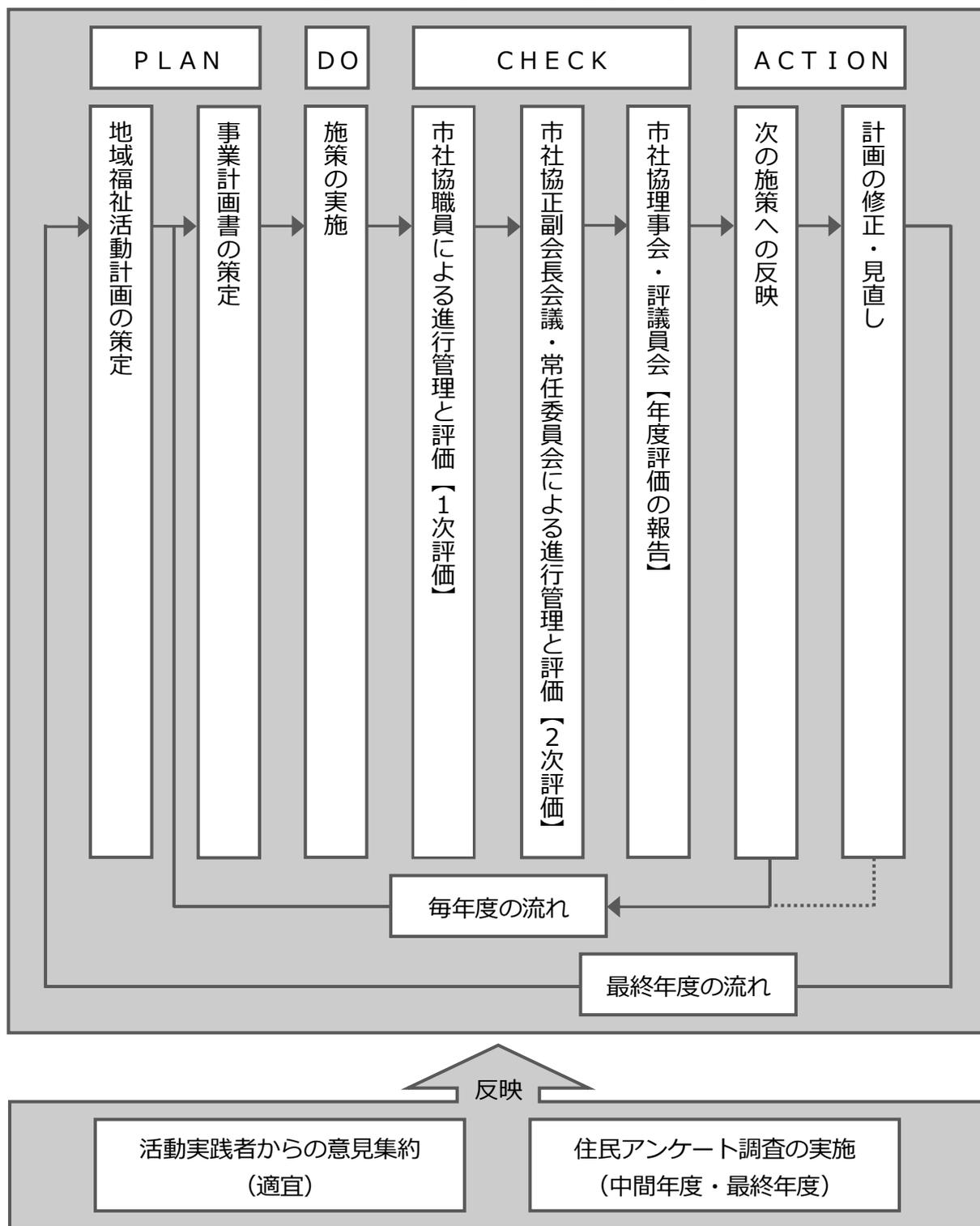
「正副会長会議」及び「常任委員会」において、進捗状況の確認や施策の結果・成果を評価【2次評価】するとともに、課題や改善事項の検討などを行います。

上記のプロセスを経てとりまとめた進捗状況や評価の結果【年度評価】を市社協の「理事会」及び「評議員会」に報告します。

3 計画に関する意見集約

地区社協や小域福祉ネットワーク、民生委員・児童委員などの地域福祉活動実践者からの意見集約を適宜行うとともに、「住民アンケート調査」を実施（計画期間の中間年度と最終年度の2回を予定）し、第6次活動計画及び地区行動計画に基づく施策や、次期活動計画の策定などに反映していきます。

進行管理・評価と意見集約の仕組



4 計画の指標

第6次活動計画における施策の達成度や進捗状況を点検・評価するために、以下のとおり指標を設定します。

基本目標1 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

重点的な取組	指標	現状値	目標値		
			短期 (R3・4)	中期 (R5・6)	長期 (R7・8)
地域福祉活動の見える化・見せる化の推進	SNS投稿回数(年間)	233回 (R2実績)	350回	700回	1,000回
生活困窮者支援活動の推進	食品・物品提供者数(年間延べ人数)	—	100名	550名	700名
(仮称)共生型サロン事業の推進	共生型サロン会場数(年間)	—	制度設計	66会場	80会場
子どもの居場所づくり活動の推進	(仮称)子どもの居場所づくり事業補助金交付団体数(年間)	—	制度設計	5団体	11団体
	地域(子ども)食堂ネットワーク参加団体数	4団体 (R3.3.31時点)	6団体	11団体	19団体
地区社協の活動・運営支援	活動者数(年間延べ人数)	15,449名 (R1実績) (※1)	16,000名	18,000名	20,000名
小域福祉ネットワークの活動・運営支援	活動者数(年間延べ人数)	24,742名 (R1実績) (※2)	50,000名 (※3)	60,000名	70,000名

基本目標2 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

重点的な取組	指標	現状値	目標値		
			短期 (R3・4)	中期 (R5・6)	長期 (R7・8)
新たな相談支援体制の構築	ケース検討会議開催回数(年間)	—	制度設計	33回	44回
民生委員・児童委員活動の支援	一斉改選時における民生委員・児童委員の再任率	62.8% (R1.12改選時)	65%	—	70%
生活支援体制整備事業の推進	生活支援サービス実施団体数(NPO除く)	10団体 (R3.8.31時点)	14団体	17団体	20団体
地区行動計画の推進	地区行動計画推進委員会の参画団体数	93団体 (R3.8.31時点)	110団体	120団体	130団体
社会福祉法人の公益的な取組との連携	地区行動計画推進委員会及び第2層協議体の参画法人数	6法人 (R3.8.31時点)	18法人	24法人	30法人

基本目標3 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

重点的な取組	指標	現状値	目標値		
			短期 (R3・4)	中期 (R5・6)	長期 (R7・8)
福祉教育の推進	福祉教育出前講座実施回数（年間）	20回 (R1実績)	25回	30回	35回
ボランティア活動の推進	ボランティア登録者数（団体及び個人・年間）	4,293名 (R3.4.1時点)	4,350名	4,400名	4,450名
	ボランティア登録者のうち地域福祉活動に参加した団体数・個人数（年間延べ団体数・人数）	45団体 25名 (R1実績)	55団体 35名	65団体 45名	75団体 55名
市原市成年後見支援センターの設置・機能の充実	市原市成年後見支援センター相談者数（年間延べ人数）	436名 (R2実績)	600名	600名	600名
	受任調整会議を経て申立がなされた件数（延べ件数）	—	80件	120件	140件
	市民後見人養成者数（延べ人数）	—	—	30名	50名
災害ボランティアの育成・確保	災害ボランティア事前登録者数（年間）	49名 (R3.4.1時点)	75名	100名	125名

（※1）各種会議参加者、ふれあいサロン事業・福祉バザー事業・日常生活支援事業・相談支援事業・人材育成事業・災害支援ボランティア事業・地域（子ども）食堂活動者の合計値

（※2）各種会議参加者、安心生活見守り支援事業活動者の合計値

（※3）各種会議参加者、各活動者の合計値（予測値）

資料

計画の策定経過

開催日	会議名	主な内容
令和2年 9月14日	市社協常任委員会	○骨子案について
9月18日	市民児協正副会長・部会長会議	○骨子案に対する意見集約
9月28日	地区社協連絡会	○骨子案に対する意見集約
9月29日	いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議	○骨子案に対する意見集約
令和3年 3月19日	市社協常任委員会	○第5次活動計画の成果（自己評価）と課題について ○第6次活動計画における重点的取組の方向性案について
	市社協理事会	○第5次活動計画の成果（自己評価）と課題について ○第6次活動計画における重点的取組の方向性案について
3月22日 24日 25日	第6次活動計画策定に向けた説明会（対象：地区社協、小域福祉ネットワーク）	○第5次活動計画の成果（自己評価）と課題に対する意見集約 ○第6次活動計画における重点的取組の方向性案に対する意見集約
7月26日	市社協常任委員会	○素案について
7月27日	地区社協連絡会	○素案に対する意見集約
7月29日	市民児協正副会長・部会長会議	○素案に対する意見集約
8月 2日	いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議	○素案に対する意見集約
8月11日	市社協常任委員会	○最終案について
8月18日	市社協理事会	○最終案の上程承認
書面評決	市社協評議員会	○最終案の上程承認

開催日	会議名	主な内容
毎月定例開催	市社協正副会長会議	○骨子案、施策体系案、素案、最終原案に対する意見集約、提言
毎月定例開催	市社協正副会長会議	○骨子案、施策体系案、素案、最終原案の作成
令和2年7月～ (随時開催)	地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム	○総体的な枠組み及び具体的推進項目のたたき台の作成 ○骨子案、施策体系案、素案、最終原案の作成

第6次市原市地域福祉活動計画

発行年月 令和3（2021）年9月

発行 社会福祉法人市原市社会福祉協議会

〒290-0075 千葉県市原市南国分寺台 4-1-4

TEL 0436-24-0011 FAX 0436-22-3031

ホームページ <http://www.ichihara-shakyo.or.jp>